

令和8年度
国に対する提案事項

令和8年度 国に対する提案事項

【提案事項数】

分 野	新 規	一部新規	継 続	計
結婚・子育ての希望がかなう社会の実現	2	1	0	3
女性・若者の還流・定着と人口減少対策	1	1	1	3
南海トラフ地震等への備え	1	1	6	8
地方分権改革の推進	0	0	2	2
夢を育む教育県岡山の推進	0	1	0	1
地域を支える産業の振興	0	2	7	9
安心して豊かさが実感できる地域の創造	1	4	23	28
計	5	10	39	54

※「新規・継続別」の空欄は「継続」を表す。

※「制度・予算別」の欄は提案内容が制度創設・拡充等を求めるものと予算措置を求めるものを表す。

結婚・子育ての希望がかなう社会の実現

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
一部新	1 少子化対策・子育て支援の推進	制度・予算	県・保・子
新 規	2 安全に産み、安心して育てるための医療体制の充実	制度・予算	保健医療部
新 規	3 安心して産み育てるための母子保健体制の強化	制度・予算	保健医療部

女性・若者の還流・定着と人口減少対策

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
一部新	4 女性の活躍推進	制度・予算	県生・産労
	5 東京一極集中の是正	制度・予算	総政・産労
新 規	6 外国人材の円滑な受入れの支援	制度・予算	県・子・産

南海トラフ地震等への備え

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
一部新	7 自然災害の教訓を踏まえた防災力の強化	制度・予算	知事直轄
	8 安全・安心な土木施設の耐震化等の整備推進	制度・予算	土木・保医
	9 国営造成施設の安全性確保	予 算	農林水産部
	10 医療施設の耐震化などの促進	制度・予算	保健医療部
新 規	11 住宅の耐震化促進	制度・予算	土 木 部
	12 災害時における要配慮者への対応の強化	制度・予算	子ども・福祉部
	13 災害対策用装備資機材の整備充実	予 算	警 察 本 部
	14 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊日本原駐屯地等の体制の充実	制 度	知 事 直 轄

地方分権改革の推進

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
	15 地方分権改革の推進	制度・予算	総政・産労
	16 地方税財源の充実強化	制度・予算	総政・総務

夢を育む教育県岡山の推進

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
一部新	17 教育の振興	制度・予算	教育委員会

地域を支える産業の振興

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
一部新	18 中小企業・小規模事業者等への支援の強化	制度・予算	産業労働部
	19 水島コンビナートの国際競争力強化に向けた支援の充実・強化	制度・予算	産業労働部
	20 水島港の整備促進	予算	土 木 部
	21 高規格道路の整備促進	予算	土 木 部
一部新	22 岡山桃太郎空港の機能強化及び老朽化対策	予算	県民生活部
	23 森林整備法人に対する支援の充実	制度・予算	農林水産部
	24 酪農経営安定に係る支援	制度・予算	農林水産部
	25 家畜伝染病防疫体制の充実・強化	制度・予算	農林水産部
	26 社会資本整備の推進	予算	農水・土木

安心して豊かさが実感できる地域の創造

新規・継続別	提 案 事 項	制度・予算別	県 部 局
一部新	27 医療提供体制の充実	制度・予算	保健医療部
	28 高齢者支援対策の推進	制度・予算	子ども・福祉部
	29 福祉・介護人材の確保	制度・予算	子ども・福祉部
	30 子宮頸がん予防	制度	保健医療部
	31 受動喫煙防止対策の強化	制度・予算	保健医療部
	32 ハンセン病問題対策の推進	制度	保健医療部
一部新	33 困難を抱える子どもや家庭への支援の推進	制度・予算	子ども・福祉部
	34 消防学校施設等の整備に係る財源確保	制度・予算	知 事 直 轄
	35 治水及び高潮・津波対策事業の推進	予算	土 木 部
	36 「命と暮らしを守る」土砂災害防止対策の推進	予算	土 木 部
新 規	37 空き家対策の推進	制度・予算	土 木 部
	38 岡南飛行場の施設整備の推進	制度・予算	県民生活部
一部新	39 警察基盤の整備充実	予算	警 察 本 部
	40 デジタル社会の推進	制度・予算	総 務 部
	41 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保	制度・予算	県民生活部
	42 中山間・離島地域等の振興	予算	県民生活部
	43 消費生活相談体制等の充実・強化	予算	県民生活部

一部新	44	電源三法交付金の交付延長等	予算	県・環・産
	45	地域スポーツ体制の整備	制度・予算	環境文化部
	46	電気自動車の普及促進	制度	環境文化部
	47	瀬戸内法に基づく許可手続の見直し	制度	環境文化部
	48	海ごみ対策の推進	制度・予算	環境文化部
	49	児島湖及び周辺環境保全対策の推進	制度・予算	環文・土木
	50	フロン排出抑制対策の推進	制度	環境文化部
	51	廃棄物の適正処理	制度・予算	環境文化部
	52	ヒアリ等特定外来生物対策の推進	制度・予算	環境文化部
	53	鳥獣被害防止対策等の充実・強化	予算	農林水産部
	54	花粉発生源対策の推進	制度・予算	農林水産部

結婚・子育ての希望がかなう社会の実現

新・経別	令和 8 年度 提案 事項	提案先省庁	県 部 局
<p>一部新</p>	<p>1 少子化対策・子育て支援の推進</p> <p>(1) 出生数に響く少子化対策の推進 ～結婚の希望をかなえる支援の強化と意識の醸成～</p> <p>① 出生数増への転換に向けた有効策の一つである「結婚支援」について、地方の積極的な施策展開を、国としても、引き続き柔軟かつ幅広く支援すること。</p> <p>② 若い世代の結婚の希望をかなえる基盤となる「働く場の確保・充実」が図られるよう、地方における官民連携の取組を支援すること。</p> <p>とりわけ、若年女性の地方から都市部への流出が地方における出生数減の背景にあるとの指摘に鑑み、女性にとって魅力的な仕事の創出や活躍の場の拡大、男女ともに働きやすい職場環境づくりの推進、若い世代を応援する企業風土の醸成といった流出防止に資する施策を、地域の実情等を踏まえながら企業と連携して進めることができるよう、地方の取組に対する国の支援策の充実を図ること。</p> <p>新 ③ 社会全体にある固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向け、効果的な広報啓発など国の率先した取組を強化すること。</p> <p>また、若い世代が結婚や出産・子育てを前向きに捉えられるよう、国による戦略的な情報発信や、高等教育機関によるライフデザインの取組への支援を積極的に実施すること。</p> <p>(2) 保育人材の確保</p> <p>① 保育士の確保に向け、地方の創意工夫により様々な角度から人材確保に取り組むことができるよう、より柔軟で幅広い財政支援等を講じること。また、保育士養成施設への支援を行うこと。</p> <p>② 保育士の更なる処遇改善（公定価格の引上げ及び加算の充実）を図るとともに、公定価格上の保育士の人件費が実際の給与に適切に反映されるよう、公定価格を細分化するなど、経験年数や役職等に応じた保育士の給与水準を明確に示すこと。</p> <p>③ 保育士配置基準の見直しやこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）等の新たな制度の導入など、保育の質の向上や多様な保育ニーズへの対応を図る対策については、保育人材の確保を前提に進めること。</p> <p>また、そうした対策の実施にあたっては、地方の意見を踏まえるとともに、経過措置を設けるなど保育現場の負担等を十分考慮すること。</p> <p>④ 今後の保育ニーズ等を見通し、令和 3（2021）年度の国の検討会取りまとめを基に更に議論を深め、将来を見据えた保育所・保育士等の在り方の具体的な方向性を明確に示すこと。</p>	<p>内 閣 府 こども家庭庁 文部科学省</p>	<p>県民生活部 保健医療部 子ども・福祉部</p>

新・継別	令和8年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>(3) 子育て支援</p> <p>① 若い世代が男女ともに、経済的な不安を感じることなく、子育てと仕事を両立でき、それぞれの希望に応じたキャリア形成を行えるよう、安定した雇用・所得の確保と、関連する制度等の一層の充実・強化を図ること。</p> <p>② 子育てと仕事が両立しやすい職場環境づくりに向け、男性の育児休業取得促進の取組や経営者等への意識啓発など地方の積極的な取組を支援すること。</p> <p>③ 保育や医療に係る子育て世帯への経済的支援など、全国一律で行うべき施策については、地域間格差が生じることのないよう、地方負担分も含めた財源措置を講じた上で、国において実施すること。</p> <p>④ 少子化対策の多くを担う地方自治体が、地域の実情やニーズに応じたきめ細かな施策を継続的に展開できるよう、柔軟に対応できる長期的・安定的な財政措置を講じること。</p>		
新規	<p>2 安全に産み、安心して育てるための医療体制の充実</p> <p>(1) 産婦人科医・小児科医の確保 出産を望むすべての人が妊娠期から子育て期を通じ、良質な医療サービスが受けられるよう、地域で必要とされる産婦人科医及び小児科医の確保に向けた実効性のある対策を講じること。</p> <p>(2) 遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業の拡充 地方の周産期医療体制の不足を補完し、妊産婦本人の居住地に関わらず、安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を全国で実現することを目的として、令和6(2024)年度から新設された標記補助事業について、より使いやすい制度となるよう、補助要件の見直しを行うこと。</p>	厚生労働省 こども家庭庁	保健医療部
新規	<p>3 安心して産み育てるための母子保健体制の強化</p> <p>(1) 産後ケア事業における補助制度の充実と利便性の向上 心身ともに負担の大きい産後の母親のケアや育児のサポート等を行う産後ケア事業について、低料金で利用できるような国の補助制度の更なる充実を図ること。 また、里帰り出産時等の利用も踏まえ、産婦が全国どこからでも簡易な手順で産後ケアの利用申請等ができるよう、申請・予約等を迅速・円滑に行うことができる全国統一のシステムを構築するなど、自治体の支援を行うこと。</p> <p>(2) 先天性代謝異常等検査の対象疾患の拡大 国の実証事業の対象疾患である重症複合免疫不全症及び脊髄性筋萎縮症の検査について、全ての新生児が検査を受けられるよう、早期に先天性代謝異常等検査の対象疾患に追加するとともに、都道府県に対する安定的かつ十分な財政措置を講じること。</p>	こども家庭庁	保健医療部

女性・若者の還流・定着と人口減少対策

新・継別	令和 8 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
<p>一部新</p>	<p>4 女性の活躍推進</p> <p>新(1) 女性活躍企業の拡大</p> <p>① 女性活躍の拡大に向けた更なる気運醸成並びに環境整備 女性の就業継続、職域拡大や管理職登用を進めるため、 様々な広報媒体を通じ、効果的な啓発、経済界への働きか かけを行い、社会全体での更なる気運醸成に取り組むととも に、中小企業等における多様で柔軟な働き方の導入や、職 場環境の整備等への財政支援を強化すること。</p> <p>② 経営者等への意識啓発 企業等における女性活躍を推進するため、現状、男性が 多くを占める経営者等への意識啓発を図る地方の積極的な 取組を支援するとともに、国においても女性の登用や男女 ともに働きやすい職場環境づくりを加速するため、経営者 等の意識改革につながる気運醸成の取組を強化すること。</p> <p>(2) 男女共同参画推進拠点の機能強化 女性が活躍できる地域づくりの推進拠点となる男女共同参 画推進センターの機能強化を図る取組を積極的に支援するこ と。</p>	<p>内 閣 府 厚生労働省 経済産業省 中小企業庁</p>	<p>県民生活部 産業労働部</p>
	<p>5 東京一極集中の是正</p> <p>東京への人口や諸機能の過度の集中は、地方の過疎化や地域 産業の衰退等を招くだけでなく、少子化の要因の一つにもなっ ており、地方創生の実現に向け、引き続き、東京一極集中の是 正を進めていく必要がある。</p> <p>また、感染症の大規模な拡大や首都直下地震といった事態に よる直接的な被害が大きくなるだけでなく、日本経済・社会全 体が大きなダメージを受けることから、こうした事態の発生を 防ぎリスクを分散する観点からも、政府関係機関の地方移転の 取組を強化するとともに、新設される「防災庁」や、「こども 家庭庁」について、地方への設置・移転を検討すること。併せ て、企業の本社機能の地方移転を一層促進するため、東京と地 方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じるこ と。</p>	<p>内 閣 官 房 内 閣 府 財 務 省</p>	<p>総合政策局 産業労働部</p>

新・継別	令和 8 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
新規	<p>6 外国人材の円滑な受入れの支援</p> <p>(1) 育成就労制度等の十分な情報発信等 現行の技能実習制度から育成就労制度への円滑な移行を実現するため、新制度及び特定技能制度の内容や手続等について十分な情報発信・相談対応を実施すること。</p> <p>(2) 企業等と外国人材とのマッチングの充実 外国人材の受入れについては、育成就労制度の創設後も特定の地域に偏在することがないように企業や介護・福祉事業者等と外国人材とのマッチングの充実を図ること。</p> <p>(3) 外国人を含むすべての人が住みやすい多文化共生社会づくりの推進 在留外国人のコミュニケーション支援のため、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業補助金や外国人受入環境整備交付金について、必要額に不足が生じないように、十分な予算確保及び支援の拡充を行うこと。また、在留外国人支援のための先進的な施策に対し、必要な財政支援を講じること。</p>	厚生労働省 出入国在留管理庁 経済産業省 文部科学省	県民生活部 子ども・福祉部 産業労働部

南海トラフ地震等への備え

新・継別	令和 8 年度 提案 事項	提案先省庁	県 部 局
<p>一部新</p>	<p>7 自然災害の教訓を踏まえた防災力の強化</p> <p>(1) 自治体における防災DXの取組 マイナンバーカードによる避難所内外の避難者を把握・管理するシステムをはじめ、全国で共通的に運用するシステムについては、国が主導して地方の意見を聞いた上で、全国統一システムを構築し、地方への導入を進めること。 なお、導入する場合は、地方に過度な財政負担とならないよう配慮すること。</p> <p>(2) 孤立集落対策 孤立可能性のある集落における住民の救助、避難を確実にできるよう、通信手段の確保、臨時ヘリポートの整備、支援が届くまでに必要となる物資の備蓄などについて、財政支援を行うこと。</p> <p>新(3) 避難所環境改善 国は避難所ガイドライン等において、基本8品目や簡易ベッド、パーティションの備蓄をはじめ、避難所の生活環境改善に求められる姿を示しているが、南海トラフ地震など大規模災害に備えるための事前準備には、多額の費用が必要となるため、財政的な支援を行うこと。</p> <p>(4) 緊急防災・減災事業債の期間延長等 南海トラフ地震防災対策推進基本計画や能登半島地震等を踏まえた防災対策を着実に推進するため、令和7(2025)年度までの時限措置とされている緊急防災・減災事業債について、令和8(2026)年度以降も継続するとともに、対象事業のさらなる拡大など一層の充実を図ること。</p>	<p>内閣府 総務省 消防庁</p>	<p>知事直轄</p>
	<p>8 安全・安心な土木施設の耐震化等の整備推進</p> <p>南海トラフ地震の発生が差し迫っている中、地震や津波などから県民の生命・財産・暮らしを守るため、十分な予算を確保し、国土強靱化に資する防災・減災対策に係る土木施設の整備を加速化させること。</p> <p>(1) 河川及び海岸の耐震化・液状化対策 堤防、護岸、水門など、海岸保全施設や河川管理施設の耐震化と液状化対策を推進するため、十分な予算を確保すること。</p> <p>(2) 道路の防災対策 緊急輸送道路の道路防災対策や、道路橋梁の耐震化を推進するため、十分な予算を確保すること。</p> <p>(3) 上下水道の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化を推進するため、十分な予算を確保すること。 ・ 水道の基盤強化を支援するため、採択要件の緩和や交付率を一律1/2へ引き上げるとともに、十分な予算を確保すること。 	<p>内閣官房 国土交通省</p>	<p>土木部 保健医療部</p>

新・継別	令和 8 年度 提案 事項	提案先省庁	県 部 局
	<p>9 国営造成施設の安全性確保</p> <p>(1) 県内に存する国営造成施設について、早急に耐震性調査を進めるとともに、老朽化が進行している施設の効率的かつ最適な規模での長寿命化対策を推進すること。</p> <p>(2) 児島湾締切堤防の耐震工事（児島湾沿岸地区）をはじめ、現在実施中の国営事業の早期効果発現に向けて、事業進度の加速化を図ること。</p>	農林水産省	農林水産部
	<p>10 医療施設の耐震化などの促進</p> <p>医療施設の耐震化などの災害医療対策をさらに促進するため、医療提供体制施設整備交付金（医療施設等耐震整備、非常用自家発電設備・給水設備整備）の補助基準額を引き上げること。</p> <p>また、1 医療機関当たりとされた非常用自家発電設備・給水設備整備の補助基準額を従前どおり 1 か所当たりとすること。</p>	厚生労働省	保健医療部
新規	<p>11 住宅の耐震化促進</p> <p>南海トラフ地震等の大規模な地震発生時の人的・物的被害を軽減するためには、住宅の耐震化が喫緊の課題であるが、所有者による耐震改修費用の負担が大きいことが耐震化を進める障害となっている。</p> <p>資力不足等により本格的な耐震改修を行うことができない場合の方策である、耐震シェルター等の命を守る観点からリスクを低減するための方策の普及を図るため、国において安全基準の策定や当該基準に適合する製品の認定などの必要な措置を講じること。</p>	国土交通省	土 木 部
	<p>12 災害時における要配慮者への対応の強化</p> <p>(1) 介護・福祉専門職の広域派遣の仕組みの見直し</p> <p>被災都道府県に対する介護職員等の広域派遣について、災害派遣福祉チーム（DWA T）派遣の仕組みを核としながら、派遣元となる社会福祉施設等が円滑に協力できるよう、一元的な派遣の仕組みの在り方を見直すこと。</p> <p>併せて、派遣先や活動内容の整理、財政支援の拡充等を図ること。</p> <p>(2) 自助の取組を基本とした避難支援</p> <p>要配慮者（本人・家族）の自助の取組として、関係団体や支援者等の協力も得ながら、普段利用している施設などそれぞれに応じた避難先を可能な範囲で自ら確保しておくことを、避難の在り方の一つに位置付けること。</p>	内 閣 府 厚生労働省	子ども・福祉部

新・継別	令和8年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>13 災害対策用装備資機材の整備充実</p> <p>(1) 災害対策用車両等の整備充実 大規模災害等の発生時における被災者の迅速な救出救助活動、装備資機材の搬送等を可能とするため、災害対策用車両及びレスキューボートの整備充実を図ること。</p> <p>(2) 信号機電源付加装置等の整備充実 災害に伴う停電時における交通の安全と円滑を確保するため、信号機電源付加装置等の整備充実を図ること。</p>	警察庁	警察本部
	<p>14 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊日本原駐屯地等の体制の充実</p> <p>陸上自衛隊日本原駐屯地等が、県内における災害への迅速・的確な対応により、県民の安全・安心に大きく貢献していることを踏まえ、今後とも災害派遣に支障が生じることのないよう、体制を充実すること。</p>	防衛省	知事直轄

地方分権改革の推進

新・継別	令和 8 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
	<p>15 地方分権改革の推進</p> <p>(1) 地方分権改革の推進 地方公共団体が自己決定・自己責任の下、地域の実情や住民のニーズに応じた施策を展開し、地域の活性化を図るためにも、提案募集方式における地方の要望等を踏まえ、さらなる国から地方への事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を図ること。また、移譲に伴い必要となる財政措置を確実に講じること。</p> <p>(2) 地方の創意工夫を生かすための仕組みの構築 農業の6次産業化や地域の活性化、まちづくりを推進する観点から、農地に関する規制の抜本的な見直しを行い、地方の自由度を拡大すること。 特に、インターチェンジ周辺の土地は、企業の物流施設や工場の立地適地であり、地域の産業振興や雇用創出などの観点から高いポテンシャルを有しており、地方の創意工夫を生かした、自由度の高い土地利用を実現するため、農用地区域からの除外や農地転用を速やかに認めることができるよう、農地に関する規制を緩和すること。</p>	内 閣 府 農 林 水 産 省	総合政策局 産業労働部
	<p>16 地方税財源の充実強化</p> <p>(1) 地方一般財源総額の確保等</p> <p>① 地方財政を自主的かつ安定的に運営するため、社会保障関係費の自然増、地方創生・人口減少対策、少子化対策・子育て支援、防災・減災事業、公共施設等の老朽化対策、物価高騰や賃上げによる地方の財政需要の増加分や、地域経済の動向、定年引上げによる影響等を適切に反映した地方歳出を地方財政計画に適切に計上すること。 その際、高齢化等の進展に伴う社会保障関係費の増加分については、これまで給与関係費や投資的経費の削減など、国を大きく上回る行財政改革に取り組みながら対応してきたところであるが、その対応も限界にきていることを踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保・充実すること。</p> <p>② 臨時財政対策債の新規発行額ゼロの継続や、地方交付税の法定率の引上げにより、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図るとともに、後年度に財源措置するとして元利償還費について、別枠により交付税措置を講じること。</p> <p>(2) 地方創生の推進のための財源確保等 地方が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな息の長い施策が可能となるよう、地方創生の推進に関する交付金について十分な予算措置を継続すること。 併せて、地方財政計画にも必要な経費を引き続き計上し、安定的な財源を確保すること。</p>	内 閣 官 房 内 閣 府 総 務 省 財 務 省	総合政策局 総 務 部

夢を育む教育県岡山の推進

新・継別	令和 8 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
<p>一部新</p>	<p>17 教育の振興</p> <p>(1) きめ細かな教育の推進等</p> <p>① 小学校における教科担任制や外国語教育などに対応するための専科加配の拡充を含め、学力向上やいじめ・不登校等の諸課題に的確に対応し、きめ細かな教育を行うため、基礎定数の改善や教員加配の拡充を図ること。</p> <p>新 ② 中学校の学級編制の標準を 35 人に引き下げることに伴い、連動して、必要十分な教員配置ができるよう措置すること。</p> <p>③ 小規模化する高等学校の魅力づくりのため、教員の定数加配措置の拡充やコーディネーターの配置に係る財政措置を講じること。</p> <p>④ 発達障害等の児童生徒のための通級指導を担当する教員定数については、基礎定数化を計画どおり進めること。</p> <p>⑤ 発達障害等により特別な支援が必要な幼児児童生徒の増加に適切に対応するため、幼稚園、小・中学校、高等学校における教員定数の改善を行うとともに、特別支援教育支援員配置に係る地方財政措置の一層の拡充を図ること。</p> <p>⑥ 食に関する指導と給食管理の充実を図るため、栄養教諭等の基礎定数の改善を図るとともに、食の指導に関する教員加配の拡充を図ること。</p> <p>⑦ 医療的ケアを実施する学校の実態に応じて常勤看護師を配置できるようにするため、必要な定数措置を行うこと。</p> <p>新 ⑧ 令和 6 (2024) 年度から制度化された、高等学校における不登校生徒を対象とした遠隔授業の実施については、支援員等の人的配置も含め、実施に必要な財政措置を講じること。</p> <p>新 ⑨ 特別支援学校におけるスクールバスの安定した運行体制を確保するため、地方財政措置のさらなる充実を行うこと。</p> <p>(2) 学校 I C T 環境の整備推進等</p> <p>① I C T 支援員 (情報通信技術支援員) の配置拡大に向け、地方財政措置のさらなる充実を行うこと。</p> <p>② G I G A スクール構想を推進するため、校内・校外の通信ネットワーク及び端末整備後の機器の保守管理等の維持に係る経費や更新時の経費、ネットワークの増強、通信量増大に係る経費について、耐用年数やランニングコストなどを踏まえた継続的かつ十分な財政措置を行うこと。</p> <p>新 ③ 校務 D X における校務系・学習系ネットワークの統合、校務支援システムのクラウド化やダッシュボード機能といった、新たな要素に係る経費について、継続的かつ十分な財政措置を講じること。</p> <p>④ デジタル・理数分野等の成長分野を支える人材育成を推進するため、義務教育段階からのデジタル・理数分野に係る指導の充実、高等学校段階での学科設置やコース設置等に係る経費や機器等の環境整備に伴う経費についての継続的な財政措置、専門的な指導に対応できる教員の養成体制の構築などを包括した、総合的な対策を講じること。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>教育委員会</p>

新・継別	令和 8 年度 提案 事項	提案先省庁	県 部 局
	<p>(3) 学校における働き方改革の推進</p> <p>① 教員を取り巻く環境改善のため、現場の実態に即した定数改善や、教員の職務や勤務の状況に応じたさらなる処遇改善を進めること。</p> <p>② 教員の子どもと向き合う時間を確保するため、教員の行う業務の明確化を踏まえ、学校給食費等の学校徴収金の公会計化に向けた体制整備やスクールソーシャルワーカー、部活動指導員、補充学習への支援員、教員業務支援員などの外部人材の配置について、十分な財政措置を講じるとともに、補助率の引き上げ等、補助制度の一層の拡充を図ること。</p> <p>③ 教員の長時間労働の解消のため、デジタル採点システムや、保護者への連絡システム等校務の I C T 化につながる環境整備を対象とした補助制度の一層の拡充を図ること。</p> <p>(4) 総合的な不登校対策の取組の推進</p> <p>新たな長期欠席・不登校を生まない未然防止の取組及び不登校の児童生徒全ての学びの場の充実を図るため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの養成・確保や配置の拡充に係る財政措置の充実を図ること。また、校内外の教育支援センターやメタバース空間等のオンラインを活用した居場所の整備促進に向け、教員の加配措置を含む人的配置及び財政支援について、十分な措置を講ずること。</p> <p>(5) 公立学校施設及び設備の整備</p> <p>公立学校施設の老朽化対策や避難所機能向上のための施設設備の整備に係る国庫補助制度を拡充すること。</p> <p>① 小中学校及び特別支援学校の長寿命化改修やバリアフリー化、洋式トイレ、空調設備など施設設備の整備に係る国庫補助率の嵩上げや補助要件の緩和</p> <p>② 高等学校施設設備の整備も小中学校等と同様に補助対象化</p>		

地域を支える産業の振興

新・継別	令和 8 年度 提案 事項	提案先省庁	県 部 局
	<p>18 中小企業・小規模事業者等への支援の強化</p> <p>(1) 中小企業・小規模事業者等を取り巻く経営環境は大きく変動しており、従来のビジネスモデルでは事業の持続的な発展が困難な状況となっていることから、生産性の向上、新分野への進出、業種の転換等、先を見据えた事業構造の変革に積極的に取り組む事業者に対する支援を強化すること。</p> <p>(2) 物価高騰や人件費の増加等により、コスト負担の面から中小企業・小規模事業者の経営が圧迫されていることから、適正な価格転嫁をはじめ、大企業と中小企業・小規模事業者の共存共栄が図られるよう取引適正化を促進する取組を強化すること。</p> <p>また、物価高騰等の影響を受けて厳しい状況にある中小企業の資金繰りを支援するため、新規融資や条件変更、借換需要等に対して金融機関が迅速かつ柔軟に対応するよう今後も要請を継続すること。</p>	内閣府 経済産業省 中小企業庁	産業労働部
一部新	<p>19 水島コンビナートの国際競争力強化に向けた支援の充実・強化</p> <p>(1) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた支援の充実・強化</p> <p>エネルギー・素材産業の集積地である水島コンビナートのカーボンニュートラルが実現し、国際的なカーボンニュートラルの実現に貢献するコンビナートとなるよう、立地企業の設備投資や技術開発等に対する支援の充実・強化を図ること。</p> <p>① 水素等のサプライチェーン構築に向けた供給拠点等のインフラ整備及び既存原燃料との価格差への支援の充実・強化を図ること。また、令和13(2031)年度以降に供給を開始する事業への支援施策について、早期に明確化すること。</p> <p>② カーボンリサイクル技術の確立と回収したCO₂の共同利用を可能とする炭素循環プロセスの構築、回収・貯蔵等の共用設備整備への支援の充実・強化を図ること。</p> <p>③ 脱炭素エネルギーや原料を用いた環境の下で生産・供給する電動車、高機能電磁鋼板、機能性樹脂などの製品・素材拠点の構築に向け、①②に並行して行う既存設備の有効活用や転換、実証実験等について、財政上、税制上の支援の充実・強化を図ること。</p> <p>新(2) 電力需要の増加に向けた送電網等の増強</p> <p>グリーントランスフォーメーション(GX)等の進展による将来の電力需要増加を見据え、タイムリーな電力供給が可能となるよう地内基幹系統、地域間連系線等の増強に向けた整備の促進を図ること。</p> <p>(3) 産業保安のスマート化の推進</p> <p>危険度2区域における非防爆機器の使用について統一的な基準を策定するなど、規制の見直しを進めること。</p>	総務省 消防庁 厚生労働省 経済産業省 資源エネルギー庁	産業労働部

新・継別	令和 8 年度 提案 事項	提案先省庁	県 部 局
	<p>20 水島港の整備促進</p> <p>(1) 船舶の大型化に対応した港湾施設の整備促進 塩生埠頭の棧橋整備や水島東航路、玉島東航路の増深など、船舶の大型化に対応した港湾施設の整備を促進すること。</p> <p>(2) 浚渫土砂処分場の確保に向けた取組の促進 水島港の航路整備を促進させるためには、浚渫土砂処分場の確保が必要不可欠のため、新たな処分場の確保に向けた取組を促進すること。</p> <p>(3) 備讃瀬戸航路の整備促進 備讃瀬戸航路の航行環境改善に向けた整備を促進すること。</p>	国土交通省	土 木 部
	<p>21 高規格道路の整備促進</p> <p>中四国における広域交通網のクロスポイントに位置し、優れた産業集積を有するなど、本県の強みを生かした持続的な発展の基盤づくりを推進するため、地域間の連携・交流を強化する高規格道路の整備を促進すること。</p> <p>(1) 倉敷福山道路〔国〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 2 号玉島・笠岡道路（Ⅱ期）の整備促進による確実な令和 8（2026）年度完成 ・ 国道 2 号笠岡バイパスの 1 日も早い完成に向けた整備促進 ・ 国道 2 号福山道路（笠岡市茂平～広島県福山市瀬戸町）の早期事業化 <p>(2) 岡山倉敷道路〔国〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 2 号岡山倉敷立体（Ⅰ期）の整備促進及び早島町～倉敷市間の未事業化区間の早期事業化 <p>(3) 空港津山道路〔国〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 53 号津山南道路の整備促進 ・ 岡山市北区菅野～岡山市北区御津宇垣間等の未着手区間の調査検討を踏まえた効果的な事業化 <p>(4) 岡山環状道路等〔国〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 180 号岡山環状南道路の 1 日も早い完成に向けた整備促進 ・ 国道 180 号岡山西バイパス（西長瀬～榎津）の整備促進及び未事業化区間（岡山市南区古新田～北区西長瀬）の早期事業化 ・ 国道 180 号総社・一宮バイパスの整備促進 <p>(5) 美作岡山道路〔県・岡山市〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 吉井 I C～湯郷温泉 I C 間の整備推進のための予算確保 ・ 瀬戸 J C T 部の整備促進のための予算確保 <p>(6) 中国横断自動車道岡山米子線〔西日本高速道路（株）〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賀陽 I C～北房 J C T 間の早期全線 4 車線化 	国土交通省	土 木 部

新・継別	令和8年度提案事項	提案先省庁	県部局
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一部新</div>	<p>22 岡山桃太郎空港の機能強化及び老朽化対策 新(1) 岡山桃太郎空港の機能強化 国管理の拠点空港に準ずる乗降客数の地方管理空港について、訪日外国人旅行者の受入拡大等に向けた旅客ターミナルビルの機能強化を支援する補助制度を拡大するとともに、ふるさと融資制度の要件を見直す（融資比率及び限度額の引き上げ）など財政支援を拡充すること。 (2) 岡山桃太郎空港の老朽化対策 多くの方に利用され、災害時の緊急輸送拠点である岡山桃太郎空港の安全・安心を確保するため、滑走路や航空灯火等の施設の老朽化対策に必要な財源を継続的に確保すること。</p>	総務省 国土交通省	県民生活部
	<p>23 森林整備法人に対する支援の充実 森林の多面的機能の持続的発揮に大きな役割を担っている森林整備法人の経営安定化を図るため、次の措置を講じること。 (1) 地方財政措置の拡充 県が森林整備法人に無利子貸付を行った場合のその資金調達に係る利子に対する特別交付税措置を拡充すること。 (2) 森林整備補助制度の拡充 森林整備法人は公益性が極めて高い森林整備事業を実施しており、持続的かつ安定的な事業展開を図るために必要な予算を確保すること。</p>	林野庁	農林水産部
	<p>24 酪農経営安定に係る支援 国際情勢に起因した粗飼料や資材等の価格高騰により、全国的に酪農家の離農が加速していることから、持続的な酪農経営が保たれるよう、国において、牛乳・乳製品の消費拡大の取組を一層推進するとともに、粗飼料価格高騰に対する支援を拡充すること。</p>	農林水産省	農林水産部
	<p>25 家畜伝染病防疫体制の充実・強化 (1) 家畜伝染病発生時に発生県で備蓄する防疫措置に必要な密閉容器等が不足する場合には、国において迅速に供給できる体制を強化すること。 (2) 豚熱のまん延防止やアフリカ豚熱等の侵入防止対策の強化のため、家畜保健衛生所の検査精度やバイオセキュリティの向上につながる改修等に対する支援を拡充するとともに、必要な予算の安定的な確保に努めること。 (3) 大規模農場における防疫対応について、農場を分割するための必要な支援対策を継続し、分割が困難な農場に対しては、殺処分範囲を縮小するための新たな要件を定めること。 (4) 高病原性鳥インフルエンザなどの大規模発生時や続発時には、県など自治体職員のみでは対処しきれないことから、国が主導し、防疫作業従事者を派遣できる体制づくりに努めること。</p>	農林水産省	農林水産部

新・継別	令和 8 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
	<p>26 社会資本整備の推進</p> <p>県民の生命・財産・暮らしを守り、産業の振興や個性豊かで活力ある地域づくりを進める上で、その基盤となる、河川、道路や港湾、農林水産基盤などの社会資本整備に必要な予算を十分に確保し、その推進を図ること。</p> <p>(1) 集中豪雨や大型台風への備え、水害を防止するための河川整備</p> <p>(2) 高潮、津波、土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害を防止するための海岸保全施設及び砂防関係施設の整備</p> <p>(3) 産業活動を支える幹線道路や日常生活に密着した道路の整備</p> <p>(4) 世界につながる海の玄関口としての基盤を強化するための航路や泊地の浚渫などの港湾整備</p> <p>(5) 活力と魅力あふれるまちづくりへの支援</p> <p>(6) 公共用水域の水質保全及び快適な生活環境を創出するための上下水道の整備</p> <p>(7) 本県農業を支える農業水利施設等や自然災害から農地や生命を守るためのため池、防災施設の整備</p> <p>(8) 自然災害から山地や生命を守る治山施設の整備</p> <p>(9) 森林の整備及び山村地域の活性化を図るための路網整備</p> <p>(10) 水産資源の確保育成と安定供給に必要な漁港、漁場施設の一体的整備</p> <p>(11) 社会資本に係る長寿命化に資する保全管理の推進</p>	<p>内閣官房 財務省 農林水産省 林野庁 水産庁 国土交通省</p>	<p>農林水産部 土木部</p>

安心で豊かさが実感できる地域の創造

新・継別	令和 8 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
<p>一部新</p>	<p>27 医療提供体制の充実</p> <p>(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）の弾力的な運用等 地域医療介護総合確保基金については、県計画に基づく事業が関係団体との協働のもとで円滑に実施できるよう、引き続き、県が必要とする額の確保を図るとともに、県の裁量で各事業区分間の弾力的な運用ができるようにすることに加え、事業効果が十分得られるよう早期の内示を行うこと。 また、地域医療構想の一層の推進や安定した地域医療体制の確保を図るため、国・県で造成する基金の負担割合について、国負担分を拡大するとともに、令和9（2027）年度以降も地域における医療需要の増減によって、病床の整備や確保、病院の統廃合等が必要になる場合があることから、基金を活用した地域医療体制の整備の仕組みを継続すること。</p> <p>(2) 専門研修プログラムにおける適切な募集定員の設定 令和8（2026）年度以降の専門研修プログラムの専攻医募集定員に係る都道府県別、診療科別シーリングについて、医師が一定以上集積している首都圏において真に効果が発揮できる合理的な制度にすること。また、シーリング制度自体の是非も含めた不断の見直しを行うこと。</p> <p>(3) 臨床研修医の募集定員に係る適切な都道府県別上限の設定 臨床研修医の都道府県別募集定員上限について、地域医療の実情を踏まえた弾力的な運用を行うこと。</p> <p>(4) 医療施設等運営費補助金（へき地医療拠点病院運営事業）の拡充 へき地医療拠点病院が、へき地診療所等へ医師派遣を行う場合、その運営費について、医療施設等運営費補助金の対象となっているが、へき地診療所へ医師派遣を行っている地域の病院に対して派遣を行った場合も対象となるよう制度を拡充すること。</p> <p>新(5) 医療機関のDX推進に対する支援 医療提供体制における地域格差の是正や医師の働き方改革への対応、新興感染症や災害発生時の診療体制維持等の観点から、ITやICTを活用し、効果的・効率的な医療提供体制を構築する必要があるため、医療機関が実施する電子処方箋や電子カルテ情報共有サービス、オンライン診療等のシステム導入及び機器整備に対する財政支援や、これらの運用に必要なデジタル人材の確保・育成支援を行うこと。 また、近年、ランサムウェア等によるサイバー攻撃被害が国内外で相次いでいることを踏まえ、医療機関において十分なセキュリティ対策が講じられるよう、実効性のある支援を行うこと。</p>	<p>厚生労働省</p>	<p>保健医療部</p>

新・継別	令和8年度提案事項	提案先省庁	県部局
	<p>28 高齢者支援対策の推進</p> <p>地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、介護サービスの効率的な運営が困難な地域においても介護サービスを受けることができるよう、事業者の参入インセンティブを高めるなどの抜本的な対策を講じること。</p> <p>なお、対策の実施に当たっては、介護保険料の上昇や地方の負担増とならないよう配慮すること。</p>	厚生労働省	子ども・福祉部
	<p>29 福祉・介護人材の確保</p> <p>福祉・介護の仕事が魅力あるものとして評価・選択されるとともに、職場への定着促進を図るため、一層の処遇改善策を講じること。</p> <p>特に、介護報酬については、給与水準の引上げにつながるよう、処遇改善加算を一層拡充するなどの対策を引き続き実施すること。</p>	厚生労働省	子ども・福祉部
	<p>30 子宮頸がん予防</p> <p>子宮頸がんの予防については、HPVワクチンの接種と若い世代のがん検診の受診の促進をあわせて行うことが効果的である。</p> <p>8年間以上に及ぶHPVワクチン接種の積極的勧奨の中断により、ワクチンに関する正確な情報が行き届いていないことから、接種率が一刻も早く回復するよう、国においては、ワクチンに関する正しい知識についての情報提供を充実させること。</p> <p>あわせて、より若い年齢で接種を行えるよう、9価ワクチンについて、定期接種の対象年齢を、ワクチンの製造販売承認の対象年齢に合わせ、9歳に引き下げること。</p> <p>また、HPVは主に性的接触で男女を問わず繰り返し感染するウイルスであることから、男性に対する定期接種についても速やかに検討を進め、結論を出すこと。</p> <p>加えて、ワクチン接種だけではすべての子宮頸がんを予防できないことから、がんの早期発見・早期治療に繋がるよう、子宮頸がん検診の受診率向上に向けた情報提供を充実させること。</p>	厚生労働省	保健医療部
	<p>31 受動喫煙防止対策の強化</p> <p>望まない受動喫煙の防止を図るため、令和2(2020)年4月から全面施行された健康増進法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)について、その内容について一層の理解が進むよう、引き続き国において国民や施設の管理者等への周知徹底を図るとともに、必要な財源確保を行うこと。</p> <p>また、特例措置により改正法の適用が猶予され、屋内の全部又は一部で喫煙が認められた小規模な既存飲食店について、適用が進むよう必要な検討を行うこと。</p>	厚生労働省	保健医療部

新・継別	令和 8 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
	<p>32 ハンセン病問題対策の推進</p> <p>ハンセン病の患者であった方やその家族の方等に対する偏見・差別の解消に努めるとともに、社会復帰を希望される方々への支援の充実に努めること。</p> <p>また、ハンセン病問題基本法において、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策が国に義務付けられており、こうした施策や長島愛生園、邑久光明園の将来構想の実現に向け、全力で取り組むとともに、ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の資料を保全し、普及啓発に活用すること。</p>	厚生労働省	保健医療部

新・継別	令和 8 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
<p>一部新</p>	<p>33 困難を抱える子どもや家庭への支援の推進</p> <p>(1) 養育費確保に向けた仕組みの構築 離婚後も親として経済的な責任を果たし、子どもの生活を支えることは、子どもの成長に不可欠であり、令和 6 (2024) 年 5 月に改正された民法について、その施行に向け当事者の実態を踏まえた詳細な制度設計を図ること。また、制度導入後も、離婚時における養育費の取決めの義務化や取り決めた内容の履行の確保など、より確実に養育費が支払われる仕組みとなるよう、不断に見直しを行うこと。</p> <p>(2) 児童虐待防止に向けた体制強化</p> <p>① 児童福祉司スーパーバイザーの配置標準の見直し 児童相談所における児童福祉司の急激な増員に伴い、経験の浅い職員が増加していることから、児童福祉司スーパーバイザーが専任で指導及び教育を行うことができるよう、配置標準を見直すとともに必要な財源措置を講じること。</p> <p>② 児童福祉司の配置標準の見直し 児童虐待に対応する児童福祉司一人当たりの担当ケース数が、適正な業務量となるよう配置標準を見直すとともに、市町村の体制強化のため、市町村支援児童福祉司の配置標準を少なくとも各児童相談所に 1 人以上にすることとし、それぞれ必要な財源措置を講じること。 併せて、施設に入所するなど社会的養護の下で暮らす子ども等の自立及び親子関係の再構築への支援を進めるため、新たに、それぞれの支援に係る専任の児童福祉司を各児童相談所に 1 人以上配置するとともに、里子・里親への支援の充実を図るため、里親養育支援児童福祉司の配置標準を各児童相談所に 2 人以上にすることとし、それぞれ必要な財政措置を講じること。</p> <p>(3) 里親等委託の推進</p> <p>① 家庭養育推進の受け皿となる里親を確保するため、育児休業制度の対象を養育里親まで拡大すること。</p> <p>② ファミリーホームの安定的な運営を確保するため、事務費の支弁方法を現員払いから、児童養護施設等と同様の定員払いに見直すこと。</p> <p>新 ③ 地域における里親等への支援の充実を図るため、令和 5 (2023) 年度まで行われていた、児童養護施設等への里親支援専門相談員の新たな配置に伴う財政措置について、再開すること。</p> <p>(4) 児童養護施設等の機能強化</p> <p>① 児童養護施設の暫定定員の設定における算定対象に、子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用実績も含めること。</p> <p>② 被虐待経験に加えて発達障害や軽度知的障害のある児童の個別支援を担う、児童養護施設における専任職員の配置加算を創設すること。</p> <p>③ 発達障害等を抱える入居者の増加に伴う支援機能の強化や適正な勤務体制の確保を図るため、自立援助ホームの職員配置基準を見直すとともに、必要な財源措置を講じること。</p>	<p>こども家庭庁 法 務 省</p>	<p>子ども・福祉部</p>

新・継別	令和 8 年度 提案 事項	提案先省庁	県 部 局
	<p>34 消防学校施設等の整備に係る財源確保</p> <p>国の定める基準に基づき整備される消防学校の施設及び設備等について、消防職団員に対し、時代に即した実践的な教育・訓練を適切に切れ目なく提供できるよう、訓練用の施設、車両資機材等の設備整備、更新等に係る経費について、消防防災施設等整備費補助金へのメニュー追加や新たな補助制度の創設又は緊急防災・減災事業債等の起債対象事業とする等、必要な財源措置を行うこと。</p>	総務省 消防庁	知事直轄
	<p>35 治水及び高潮・津波対策事業の推進</p> <p>平成 30 年 7 月豪雨災害など、気候変動に伴い自然災害が激甚化・頻発化する中、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」の終了後も、国土強靱化実施中期計画に基づき、将来にわたって計画的・安定的に、流域治水の考え方も踏まえた治水対策や高潮・津波対策が実施できるよう、十分な予算を確保すること。</p> <p>さらに、地方自治体の財政負担を軽減し、効果的に防災・減災対策を行えるよう、緊急的な改修等に必要な起債制度を継続すること。</p> <p>(1) 直轄管理区間の改修等推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旭川中上流ダム再生事業の令和 8 (2026) 年度建設移行 ・ 高潮対策事業等の推進 ・ 適切な維持管理の実施 <p>(2) 県管理河川事業及び高潮・津波対策事業予算の確保</p> <p>(3) 流域治水の推進</p> <p>(4) 緊急自然災害防止対策事業債の継続</p>	総務省 国土交通省	土 木 部
	<p>36 「命と暮らしを守る」土砂災害防止対策の推進</p> <p>県内には、花崗岩・マサ土などの脆弱な地質が広く分布し、平成 30 年 7 月豪雨により広範囲で土砂災害が発生したが、さらに令和元(2019)年 9 月にも豪雨により土砂災害が発生しており、気候変動に伴う土砂災害の激甚化・頻発化が懸念されることから、県民の生命と財産を守る土砂災害防止対策を重点的に推進する必要があるため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的・安定的に実施できるよう、十分な予算を確保すること。</p>	国土交通省	土 木 部
新規	<p>37 空き家対策の推進</p> <p>空き家対策を着実に推進するため、空き家対策総合支援事業を継続するとともに、空家等管理活用支援法人の補助に係る事業費の上限や利用年限の撤廃、さらには、空家等活用促進区域内での補助率の引上げなど制度拡充を行い、予算の十分な確保を図ること。</p>	国土交通省	土 木 部

新・継別	令和 8 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
	<p>38 岡南飛行場の施設整備の推進</p> <p>岡南飛行場について、航空業界の課題である操縦士の養成のほか、空飛ぶクルマ（eVTOL）の試験飛行など幅広い用途に活用されており、中四国唯一の小型航空機の拠点空港としての役割を果たしていることを踏まえ、将来にわたる空港機能の維持や安全性の向上のために実施する、滑走路、滑走路端安全区域（RESA）、航空灯火（LED化）等の施設整備について、空港整備補助事業の対象とすること。</p> <p>また、公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の対象とすること。</p>	総務省 国土交通省	県民生活部
一部新	<p>39 警察基盤の整備充実</p> <p>新(1) 地方警察官の増員 県民が身近に不安を感じる事件等に迅速・的確に対応し、安心して暮らすことができる社会を実現するため、地方警察官を増員すること。</p> <p>(2) スマートフォン解析用資機材の整備充実 悪質・巧妙化するサイバー事案等に的確に対応するため、スマートフォン解析用資機材の整備充実を図ること。</p> <p>(3) 装備資機材の整備充実 現下の治安情勢に的確に対応するため、捜査用車両や防弾帽等の治安対策用装備資機材の整備充実を図ること。</p> <p>(4) 交通安全施設等の整備充実 安全で円滑な交通環境を実現するため、信号機の更新や道路標識・標示等の適切な維持管理、信号灯器のLED化等に必要な予算を確保すること。</p>	警 察 庁	警 察 本 部
	<p>40 デジタル社会の推進</p> <p>(1) 自治体のDX推進に対する支援</p> <p>① 「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、令和7(2025)年度までに標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標に取り組んでいるが、システム移行を確実に実現できるよう、自治体の状況に応じたきめ細かな支援に努めること。</p> <p>令和8(2026)年度以降の移行とならざるを得ない「特定移行支援システム」についても、国において、自治体の状況をしっかりと把握したうえで、必要となる移行経費について、最後まで確実な支援を行うこと。</p> <p>また、標準化移行に伴い自治体の負担となるガバメントクラウドの運用経費について、適切な水準となるよう国が主体的に事業者と調整するとともに積極的な財政支援を行うこと。</p> <p>② 自治体のDX推進のためには、デジタル分野における専門知識や各種ICTツールを利用するスキルを身につけ、中核となって実務をとりまとめることができる職員の育成が必要であるとともに、一般職員のICTリテラシー向上に向けた施策も重要であるため、こうした取組に対して財政的支援や地方自治体職員向けの研修プログラムを充実・強化すること。</p>	デジタル庁 総務省	総 務 部

新・継別	令和 8 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
	<p>(2) デジタル基盤の整備等</p> <p>① デジタル社会の実現に当たり、全ての県民が必要な情報やサービスを得られるよう、過疎地や離島等の条件不利地域における光ファイバや5Gを含めた携帯電話基地局等の通信環境の整備について、支援の拡充を行うこと。</p> <p>② 公設の光ファイバ等の通信施設の民間への移行が円滑に進むよう、移行に向けて自治体を実施する公設設備の高度化に対する支援制度の充実を図ること。また、公設による維持が必要となる地域については、運営や機能向上のための設備投資等に対して、令和5(2023)年度に創設された交付金制度と同等の支援が適用されるよう制度の創設を検討すること。</p>		
	<p>41 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保</p> <p>(1) 地域公共交通の維持・確保 交通事業者に対する広域的・基幹的なバス路線をはじめとする運行費等への補助や、市町村が行う地域の実情・ニーズに応じた公共交通体系の構築に向けた取組に対し、必要な財源の確保及び財政支援の拡充を図ること。</p> <p>(2) 離島航路の維持 利用者の減少や燃料価格の高騰等による収支の悪化等が進んでいるため、離島航路の運営費等について、現在、国庫補助対象となっていない航路を含め、財政支援の拡充を図ること。</p> <p>(3) 第三セクター鉄道の経営安定化等 「井原鉄道」など第三セクター鉄道の経営安定化と運行の安全を図るため、鉄道施設の更新・修繕経費に対する支援を拡充すること。 特に、井原鉄道は、令和5(2023)年度から耐震補強に取り組んでいるところであり、高架橋等が多いことなども踏まえ、財政支援の拡充を図ること。</p> <p>(4) JR在来線の維持・確保 JR在来線は、地域の基幹的・広域的な公共交通であることから、鉄道ネットワーク全体の維持・確保に積極的に関与すること。 また、JR在来線の利用促進に向けた、県及び沿線自治体等の取組に対する支援を拡充すること。</p> <p>(5) 高齢化社会への対応 鉄道駅及びタクシー車両等のバリアフリー化促進のため、必要な財源を確保すること。 また、運転免許証返納者等に対する運賃割引など、交通事業者が行う高齢者への対応に対し、必要な財政支援を講ずること。</p>	<p>総務省 国土交通省</p>	<p>県民生活部</p>

新・継別	令和 8 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
	<p>42 中山間・離島地域等の振興</p> <p>(1) 中山間地域等の振興 過疎地域等の条件不利地域である中山間地域において、その特性に応じた経済基盤や生活環境の整備、移住・定住施策の促進など、長期的な視点に立った地方創生の施策に取り組めるよう、地域の実情に応じた支援を継続的に行うこと。 また、過疎市町村等が、各種施策を着実に進められるよう、地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の必要額を確保すること。</p> <p>(2) 離島振興対策の推進 豊富な海洋資源や豊かな自然環境などを有する離島地域の振興に向けて、地方の実情に沿った総合的な離島振興施策を展開できるよう、必要な予算額を確保すること。</p>	内閣官房 内閣府 総務省 農林水産省 国土交通省	県民生活部
	<p>43 消費生活相談体制等の充実・強化</p> <p>(1) 消費生活相談体制の充実に係る事務や事業に要する経費を支援する地方消費者行政強化交付金のうち地方消費者行政推進事業について、本県及び県内の市町村は令和 7 (2025) 年度に活用期限を迎えるため、令和 8 (2026) 年度以降の消費者行政の衰退が懸念される。今後も地方消費者行政を安定的に推進させるため、恒久的な財源措置を検討すること。</p> <p>(2) 同交付金のうち、地方消費者行政強化事業については、成年年齢引下げに対応する若年者への消費者教育の推進等のため、補助率を 3 分の 1 に引き下げる要件を撤廃するとともに、補助率の嵩上げ、用途の拡充及び少額な事業に係る変更事務の簡素化など、地方自治体の要望が十分に反映された、活用しやすい制度に改善を図ること。</p> <p>(3) 消費生活相談のデジタル化を推進するにあたっては、自治体の意見を十分に聴取し反映させるとともに、デジタル化に伴う自治体側のシステム整備・改修に係る経費については、自治体の負担増につながるものがないよう、十分な財政支援を行うこと。</p>	消費者庁	県民生活部
	<p>44 電源三法交付金の交付延長等</p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター（以下「人形峠センター」という。）のウラン濃縮施設における研究終了後も、核燃料物質や放射性廃棄物が保管されている限り、地元住民や県民の理解を深める必要があることから、引き続き、広報、地域振興等に資する電源三法交付金は不可欠であり、交付を継続すること。 放射線監視等交付金については、人形峠センターにおける事業の特殊性を踏まえた監視測定が継続できるよう、引き続き、十分な額を交付すること。</p>	文部科学省 環境省	県民生活部 環境文化部 産業労働部
	<p>45 地域スポーツ体制の整備</p> <p>将来にわたり地域スポーツを支えることができる体制を整備するため、総合型地域スポーツクラブが持続的に活動できる仕組みを国が率先して構築するとともに、登録認証制度に係る支援策等を講じること。</p>	文部科学省	環境文化部

新・継別	令和8年度提案事項	提案先省庁	県部局
一部新	<p>46 電気自動車の普及促進</p> <p>(1) 電気自動車の普及促進 電気自動車（EV）の更なる普及に向け、車両や充電設備の導入に対する支援制度を充実させるほか、EVを利用することの新たなメリットを創出する等の実効的な取組を進めること。また、自宅である戸建て住宅、マンション等への充電設備の設置促進につながる支援策を講じること。特に、既築の分譲マンションへの支援を強化すること。</p> <p>新(2) 経路充電の充実 EVユーザーのニーズの大きい公共用充電設備への高出力機器等の整備に向けて、高出力化による電力料金への影響の低減を図る電気料金の在り方について、早期に方針を示すこと。</p>	経済産業省 国土交通省 環境省	環境文化部
	<p>47 瀬戸内法に基づく許可手続の見直し</p> <p>瀬戸内海沿岸域での事業活動において、過剰な規制と考えられる瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続を緩和し、他の閉鎖性の海域と同等の事業活動環境とすること。</p>	環境省	環境文化部
	<p>48 海ごみ対策の推進</p> <p>(1) 海ごみ回収・処理のルールづくり 漂流ごみや海底ごみの回収・処理のルールを明確化すること。</p> <p>(2) 海ごみ対策への財源確保 海ごみ対策の実施に際して、地方自治体に経費負担が生じることのないよう、普及啓発事業を引き続き補助対象とするなど、国の責任において実施に係る経費を全額負担し、必要な予算を確保すること。</p> <p>(3) 河川等におけるごみの回収・処理を支援する制度の創設 プラスチックごみ等の陸域から海洋への流出防止のため、発生抑制並びに河川や用水路等におけるごみの回収・処理を支援する新たな制度を創設すること。</p>	環境省	環境文化部
	<p>49 児島湖及び周辺の環境保全対策の推進</p> <p>(1) 児島湖浄化対策の推進 児島湖を浄化するため、国においても、各種施策、周辺環境保全対策について、財政支援や新たな施策を講じるなど積極的に取り組むこと。</p> <p>(2) 湖沼法に基づく指定地域における生活排水対策の推進</p> <p>① 下水道を重点的かつ計画的に整備するため、十分な予算を確保すること。</p> <p>② 合併処理浄化槽の整備に係る助成対象基準額の引き上げ等制度の拡充を図ること。</p>	内閣府 総務省 農林水産省 国土交通省 環境省	環境文化部 土木部

新・継別	令和 8 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
	<p>50 フロン排出抑制対策の推進 フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、フロン排出抑制法について、次のとおり改正を行うこと。 (1) 規制の対象となる業務用冷凍空調機器（以下「規制対象機器」という。）の届出制度の創設 (2) 規制対象機器の定期点検を行う者に係る法定資格の創設</p>	経済産業省 環 境 省	環境文化部
	<p>51 廃棄物の適正処理 (1) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理 ① 低濃度PCB使用製品の取扱いを明確にし、円滑かつ確実な処理の仕組みを構築すること。 ② 中小企業者等に対する低濃度PCB廃棄物の処理費用の負担軽減制度の充実を図ること。 (2) 循環型社会形成推進交付金等に係る予算措置 ① 市町村が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合に対象となる循環型社会形成推進交付金等について、計画的な整備等のために必要な予算を確保すること。 ② 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を強力に促進できるよう助成制度のさらなる拡充を図ること。 (3) 再生資源物に対する新たな法整備 再生利用を目的として回収された金属スクラップや使用済プラスチック類等の再生資源物について、屋外保管及び処分に関する基準を設けるなど新たな法整備を行うこと。</p>	内 閣 府 経 済 産 業 省 環 境 省	環境文化部
	<p>52 ヒアリ等特定外来生物対策の推進 (1) ヒアリ等の対策の推進 ① 特定外来生物のヒアリ、アカカミアリ、コカミアリ等の侵入防止に向け、関係省庁の連携により、水際での立入検査を含む徹底防除、拡散防止のための定期的なモニタリング調査等の対策について、強力なリーダーシップを発揮し、国の責務において主体的かつ積極的にこれを実施すること。 ② 日本との定期貨物航路等を有するヒアリ等の定着国に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出時の点検、駆除等の徹底について、強くこれを要請すること。 ③ 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う仕組みを整備すること。 (2) 外来生物法の改正に伴い都道府県が行う防除対策への支援 国内定着が確認された特定外来生物の防除のために都道府県が負担する費用については、国において十分な予算措置を講じた上で、地域の実情に応じた取組ができるよう、多角的かつ柔軟な財政支援を実施すること。</p>	農林水産省 国土交通省 環 境 省	環境文化部

新・継別	令和 8 年 度 提 案 事 項	提案先省庁	県 部 局
	<p>53 鳥獣被害防止対策等の充実・強化</p> <p>鳥獣による農林水産被害は広域化・深刻化していることから、総合的・計画的な被害防止対策を講ずるため、積極的な支援を図ること。</p> <p>(1) 鳥獣被害防止総合対策交付金について、地域の要望に対して十分な予算の確保</p> <p>(2) 捕獲獣の処理対策について、研究・開発の一層の促進及び財政的支援</p>	農林水産省	農林水産部
	<p>54 花粉発生源対策の推進</p> <p>花粉症は、国民の約 4 割が罹患し、社会的・経済的に大きな影響を生じていることから、スギ・ヒノキ花粉発生源対策の更なる充実と加速化に向け、次の措置を講じること。</p> <p>(1) 国の花粉発生源対策の対象にヒノキを追加</p> <p>(2) 無花粉苗木・少花粉苗木での植替えへの更なる高率の補助</p> <p>(3) 無花粉苗木・少花粉苗木の増産及び広域（配布区域内）での流通促進への更なる支援</p> <p>(4) 少花粉品種と特定母樹の特性を併せ持つヒノキ品種の早期開発と実用化</p>	林 野 庁	農林水産部

	49 廃棄物の適正処理 50 ヒアリ等特定外来生物対策の推進 51 鳥獣被害防止対策等の充実・強化 52 花粉発生源対策の推進	継続 継続 継続 継続
【未措置】 10 項目 (19%)	2 能登半島地震の教訓を踏まえた防災力の強化 6 医療施設の耐震化などの促進 18 岡山桃太郎空港への訪日誘客支援 24 高齢者支援対策の推進 31 消防学校施設等の整備に係る財源確保 35 岡南飛行場の施設整備の推進 42 地域スポーツ体制の整備 44 瀬戸内法に基づく許可手続の見直し 46 環境保全対策の推進 48 フロン排出抑制対策の推進	継続 継続 — 継続 継続 継続 継続 継続 — 継続
52 項目		

※ **【一部措置】** の区分について

- ・制度に関する提案のうち「要求水準を満たさないものの何らかの対応があったもの」、予算に関する提案のうち「国全体では予算措置がされたものの県への配分額が未定なもの」など、一部の措置があった提案事項を **【一部措置】** としている。
- ・また、一つの提案事項の中に複数の項目があるものについて、そのうち一部の項目についてのみ何らかの措置があったものについても **【一部措置】** に区分している。